

(舞台装置等の電気設備)

第16条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。

- ア 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。
- イ 電灯の充電部分は、露出させないこと。
- ウ 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。
- エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。
- オ 一の電線を2以上の分岐回路に使用しないこと。

(2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。

- ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。
- イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。

2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第12条第1項第7号から第10号までの規定を準用する。

○火災予防規則

(点検及び整備の要領等)

第13条 条例第3条第2項第2号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検及び整備並びに第12条第1項第9号（条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第14条第2項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項並びに第17条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検、絶縁抵抗等の測定試験及び補修の結果は、記録し、その記録を2年間保存しなければならない。

○福山地区消防組合告示第5号

必要な知識及び技能を有する者の指定

平成4年7月1日
福山地区消防組合告示第5号

福山地区消防火災予防条例（平成2年条例第18号。以下「条例」という。）第3条第2項第3号、第12条第1項第9号及び第19条第1項第13号の規定に基づき、「必要な知識及び技能を有する者」を次のように指定する。

- 1 (略)
- 2 条例第12条第1項第9号（条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第

12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第14条第2項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項並びに第17条第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
- (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
- (3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者(自家用発電設備専門技術者)(条例第13条第2項及び第3項において条例第12条第1項第9号を準用する場合に限る。)
- (4) 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を終了した者(蓄電池設備整備資格者)(条例第14条第2項及び第4項において条例第12条第1項第9号を準用する場合に限る。)
- (5) 公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者(ネオン工事技術者)(条例第15条第2項において条例第12条第1項第9号を準用する場合に限る。)

3 (略)

【解釈及び運用】

本条は、舞台装置、展示装飾のために使用する電気設備及び工事、農事等で一時的に使用する電気設備について規制したものである。

1 第1項

(1) 柱書き

「**舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備**」とは、必ずしも一時的に使用するもののみを対象とするものではなく、恒久的な設備についても適用がある。しかし、特に一時的に使用する設備について、安易な気持ちから生じる工事上、管理上の不備に基づく火災の発生が多いため、これを防止するための実益が大きいと考えられる。

(2) 第1号ア

電灯の位置については、電球にカーテン、どん帳、板等が接しないような位置でなければならないこととしている。

なお、電球にカーテン、どん帳、板等が接するおそれのある場合は、電球に不燃性のガード等を設けることにより、火災予防上安全な離隔距離を確保すること。

(3) 第1号イ

「**充電部分**」とは、わかりやすくいえば電気がきている部分であり、電圧がかかっている金属部分である。電灯の充電部分を露出させないためには、電球をソケットに接続すること、又は絶縁物で被覆することが必要である。露出部分があれば、漏電、短絡、感電のおそれがあるからである。

(4) 第1号ウ

「**電灯又は配線**」は、動揺したり脱落したりするおそれがないように取り付けるとともに、過度の荷重、張力が加わらないようにすること。

(5) 第1号エ

「**アークを発生する設備**」の例としては、舞台上で稲妻を発生させる場合の設備が考えられる。「**アーク**」は、炭素棒等を電極として放電させると生じるもので、炭素の微

粒子状の集まりが電流の通路となって、ジュール熱で数千度の温度となり、光を発するものである。

したがって、火災予防上この設備のケース等は不燃材料で造ったものでなければならぬ。

(6) 第1号オ

一つの電線が、二つの回路に共有されるような配線をするを原則として禁止するものである。この場合、共有された部分の電線には、二つの回路の負荷電流が重畳して流れ、当該電線が過負荷になる可能性がある。

したがって、舞台等で一時的に使用する場合には、1本の配線を簡略しがちであるが、これは原則として好ましくない。しかし、特別に負荷電流に応じた設計をして配線の太さの大きいものを設けた場合には、この禁止規定を適用しないよう運用しても差し支えない。

(7) 第2号ア

ア 「分電盤、電動機等」の「等」には、電灯、接続器等がある。

イ 「雨雪、土砂等」の「等」には、工所用機械器具を考えており、振動、衝撃等による絶縁劣下、機能障害等の障害を考慮しなければならない。

(8) 第2号イ

ア 「残置灯設備」とは、工事等の際夜間において工事現場等を照明するために設ける電灯設備である。

イ 「自動遮断の措置」とは、その回路において、短絡、過電流が生じた場合、自動的に電流を遮断するための措置であって、ヒューズが最も簡単なものであるが、このほか、ヒューズを用いない遮断器、いわゆるノーヒューズブレーカーでも差し支えない。

2 第2項

条例第12条(変電設備)の管理の基準についての規定が、舞台装置等の電気設備に準用されることを規定している。

ただし、運用上の問題として、条例第12条第1項第9号の点検、試験等の記録保存の規定については、工事、農事等一時的に使用し、かつ、使用後において電気設備が取り除かれる場合にあつては、その設備を取り除いた後は、必ずしも必要としないように取り扱って差し支えない。(表16-1参照)

表16-1 「舞台装置等の電気設備」 基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
12	1	7	室内の不要物品の整理等
		8	定格電流の範囲内での使用
		9	点検者の指定、点検及び整備の要領等(告示第5号)
		10	機器及び配線の固定